

(様式2)

奈良県指令第〇〇-〇〇号

〇〇県〇〇市・町・村〇〇番地
〇〇 〇〇 様

〇〇年〇月〇日付けで申請のありました△△土地区画整理地区(〇〇街区〇〇画地)での△△△については、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の規定により、次の条件をつけて許可します。

〇〇年〇月〇〇日

奈良県知事 〇〇 〇〇

(条件)

別紙の〇〇年〇月〇〇日付け奈良県知事あて誓約書の内容を遵守すること。

(教示)

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。